

旧都市計画法は、市街地の拡大に計画的に対処し一定水準の市街地形成を法的に誘導するため、大正八年に制定された。

あらゆる段階で内務官僚のリーダーシップが制度化されており、決定は日々官報で告示されました。

れましたが、その適用都市は次第に増え、昭和八年（一九三三）の改正で、全「市」と内務大臣の指定する「町村」に同法を適用する道が開かれました。

昭和一五年二月、高砂都市計画区域は、高砂・荒井・伊保・曾根・米田・阿弥陀・東神吉・西神吉の八ヶ町村に決定しますが、事前に出された町村側答申書中、希望意見を付したのは米田町のものだけ、他は専ら原案了承です。

は激増し、日中戦争期以降になると、軍需工場・軍工廠の地方分散立地にとまなう都市計画が各地で検討され、具体化されました。播州では、昭和一二年に広村（広畑町）、同一四年に高砂町、同一五年に飾磨市と網干町、同一六年に加古川町がそれぞれ都市計画法の適用を受けます。

また、同一八年の加古川都市計画区域の決定に際しては、加古川町が高砂都市計画区域の統合を希望しますが、顧みられませんでした。ただ、区域指定が町村合併を誘導する場合もあることを考えれば、この加古川町の希望意見は別の意味で興味深いものです。

し、地方自治制の原則を目的意識的に排除した「点に、同法の日本的特徴があるそうです（原田純孝編『日本の都市法』）、法の適用、区域の指定、各種事業の決定など、

（高砂市史編さん専門委員